

令和2年5月15日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「緊急事態宣言」一部解除

加盟クラブ 各位

5月14日、安倍晋三首相は新型コロナウイルス対策で全国に発令した「緊急事態宣言」を39県で解除することを表明しました。「特定警戒地域」に指定された13都道府県のうち、5県を対象から外し、北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、京都、大阪、兵庫の8都道府県への緊急事態宣言は解除せず、特定警戒地域に据え置きました。また、専門家会議は新たな考え方として、感染状況に応じて都道府県を「特定警戒」「感染拡大注意」「感染観察」の3つの区分に分類することを求めたのです。

今回の緊急事態宣言一部解除によって、即、休業要請対象業種や休業要請の解除が行われる訳ではありません。特措法の休業要請対象業種は、本来、国ではなく都道府県知事の裁量権に掛かっており、休業要請は地域の独自性を生かした個別の対応が行われます。いち早く、発表された「大阪モデル」を筆頭に、多くの都道府県が独自の解除基準を定めており、今後、全国各地域で同様の段階的緩和措置が広がっていくものと思われます。1日も早い再開を望む子どもたちの声が届く一方で、営業再開店舗に過剰な反応を示す社会的風潮は、営業再開クラブにとって大きな障壁となります。自クラブの属する地域の施策に注目し、従来通り、企業としての自主決定で休業・営業の継続をご判断ください。

幸いにしてスイミングクラブは、現状の各クラブの消毒の徹底、3密環境対応等、感染防止対策は非常にしっかりとされていること。更には、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によって、プール施設内は感染防止に優れた環境でもあります。営業再開に当たっては、特に「更衣室」「送迎バス」の消毒や3密対策に配慮が必要です。営業を再開される場合には、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、より一層の感染防止対策と地域社会に配慮したクラブ運営をお願い申し上げます。

また、「塩素消毒の有効性」は、日本の水道事業の長い歴史やスイミングクラブの50年に渡る実績が証明しています。世耕弘成参院幹事長は、4月30日の自民党会議で「次亜塩素酸水は、いろんなデータを見ても明らかに有効だとのエビデンスはある」と発言し、経産省では現在、次亜塩素酸水について新型コロナに対する有効性を検証しており、今月半ばにも結果が出る模様です。

当協会では、次亜塩素酸水消毒に関する情報や、政府の経済支援対策を「経営情報」としてホームページに掲載しておりますので、ご活用頂けましたら幸いに存じます。時々刻々と変化する動向を見守りながら、対応策を検討し、随時、最新情報を加盟クラブ各位に提供してまいります。

以上